

70 歳からの高額療養費の所得区分と自己負担限度額が変わります

<自己負担限度額（月額）>

◎平成 30 年 7 月まで

所得区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み 所得者	57,600 円	80,100 円 （医療費が 267,000 円を超えた場合は、超えた分の 1%を加算） ◆4 回目以降は 44,400 円
一般	14,000 円 （年間上限 144,000 円）	57,600 円 ◆4 回目以降は 44,400 円
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円

◎平成 30 年 8 月から

所得区分	所得区分	外来＋入院（世帯単位）
現役並み 所得者	Ⅲ 課税所得 690 万円 以上	252,600 円 （医療費が 842,000 円を超えた場合は、超えた分の 1%を加算） ◆4 回目以降は 140,100 円
	Ⅱ 課税所得 380 万円 以上	167,400 円 （医療費が 558,000 円を超えた場合は、超えた分の 1%を加算） ◆4 回目以降は 93,000 円
	Ⅰ 課税所得 145 万円 以上	80,100 円 （医療費が 267,000 円を超えた場合は、超えた分の 1%を加算） ◆4 回目以降は 44,400 円

所得区分	所得区分	外来（個人単位）
一般	一般	18,000 円 （年間上限 144,000 円）

※ 平成 30 年 8 月から、「現役並み所得者」は新たに 3 つの所得区分に分けられ、外来（個人単位）がなくなり、外来＋入院（世帯単位）の限度額が変更となります。「一般」の外来（個人単位）の限度額も変わります。それ以外の区分に変更はありません。

限度額適用認定証の交付について

現役並み所得者Ⅱ・Ⅰに該当する方については、あらかじめ河内長野市保険年金課に申請して「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関で提示することにより、医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。医療費が高額になることが見込まれる場合にはご申請ください（保険料の滞納があると、限度額適用認定証の交付を受けられない場合があります）。

70 歳以上の方の所得区分

■現役並み所得者

同一世帯に市民税課税所得が 145 万円以上の 70 歳以上の国保被保険者がいる方。ただし、市民税課税所得が 145 万円以上でも、下記①②③いずれかの場合は、申請により「一般」区分と同様になります。

- ① 70 歳以上の被保険者が 1 人で、被保険者の収入金額が 383 万円未満。
- ② 70 歳以上の被保険者が 1 人で、同一世帯に国保から後期高齢者医療制度に移行した人がおり、その移行した人と合計した収入金額が 520 万円未満。
- ③ 70 歳以上の被保険者が 2 人以上で、被保険者の収入金額の合計が 520 万円未満。

◆昭和 20 年 1 月 2 日以降生まれで、70 歳以上の国保被保険者がいる世帯のうち、70 歳以上の国保被保険者の「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が 210 万円以下の場合は「一般」区分と同様になります。この場合上記の申請は不要です。

■一般

現役並み所得者、低所得者Ⅱ・Ⅰ以外の方。

■低所得者Ⅱ

同一世帯の世帯主及び国保被保険者が市民税非課税の方（低所得者Ⅰを除く）。

■低所得者Ⅰ

同一世帯の世帯主及び国保被保険者が市民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を 80 万円として計算）を差し引いたときに 0 円となる方。